

令和7年度
河川砂防技術研究開発公募実施要領
(海岸技術部門の再公募)

令和6年12月

国土交通省

水管理・国土保全局
国土技術政策総合研究所

河川砂防技術研究開発公募について

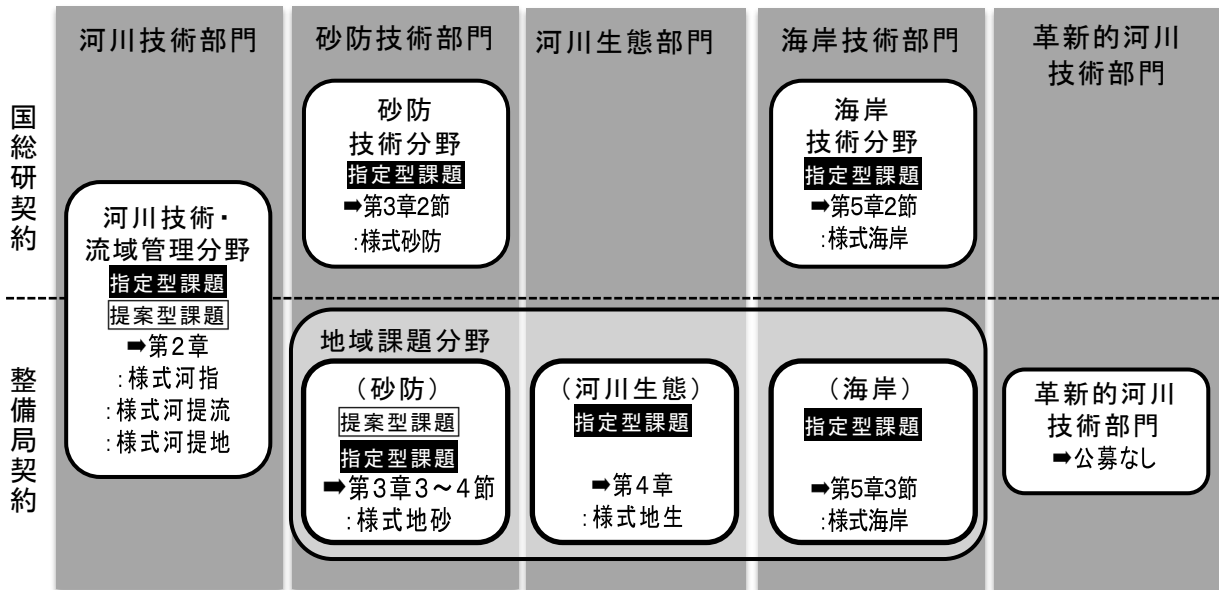
水管理・国土保全行政における技術政策課題を解決するため、産学の持つ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することを目的として創設。

令和7年度は、以下の5つの部門のうち、革新的河川技術部門を除く4部門について公募を行います。革新的河川技術部門については、令和7年度の公募はありません。

河川技術部門、砂防技術部門、河川生態部門については令和7年度の公募は締め切りました。本要領では、海岸技術部門について再公募を行います。

- ・ 河川技術部門：河川技術・流域管理分野
- ・ 砂防技術部門：砂防技術分野、地域課題分野(砂防)
- ・ 河川生態部門：地域課題分野(河川生態)
- ・ 海岸技術部門：海岸技術分野(令和7年度の公募なし)、地域課題分野(海岸)
- ・ 革新的河川技術部門(令和7年度の公募なし)

河川砂防技術研究開発公募



研究テーマは、国土交通省に設置した有識者会議における審査を経て採択し、また各研究テーマの成果概要および評価結果は、中間・事後評価後に HP で公表。

制度の詳細、過去の研究テーマ等については下記 HP を参照。

国土交通省 河川砂防技術研究開発公募

<<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/kenkyu.html>>

応募×切：令和6年11月18日（月）【必着】

河川技術部門、砂防技術部門、河川生態部門については締め切りました。

応募×切：令和7年1月23日（木）【必着】

海岸技術部門の応募期限を令和7年1月23日（木）とし再公募します。

<応募書類提出先>

共通部分：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省水管理・国土保全局

海岸技術部門：地域課題分野（海岸）

海岸室河川砂防技術研究開発公募 担当係

・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

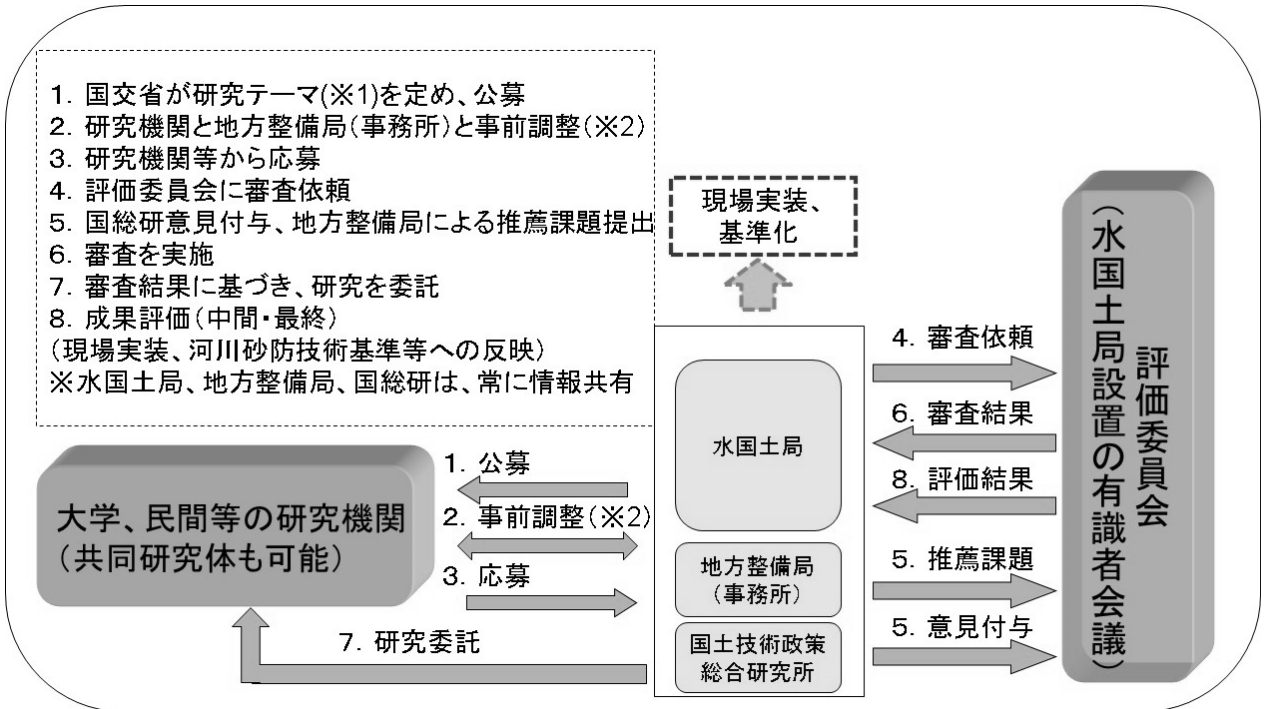
制度全般に関する問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

※個別の分野に関する問い合わせ先は、「1.11 問い合わせ先」P1-9 に記載。

河川砂防技術研究開発公募のスキーム



※1 指定型課題のみ ※2 河川技術・流域管理分野の提案型課題のみ

■ 海岸技術分野：2年以内で合計2,000万円まで、各年度1,000万円を上限、50歳未満の研究代表者を対象 →第5章2節を参照

海岸技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって海岸行政における技術政策課題を解決することを目的とする。

近年の新規公募課題

「砂浜海岸の海底地形を広域的に把握する手法の技術研究開発」【一般研究】(H30年度)

指定型
課題

R7年度新規公募課題

令和7年度に公募する新規技術研究開発課題はありません。

■ 地域課題分野（海岸） 2年以内で合計2,000万円まで、各年度1,000万円を上限、50歳未満の研究代表者を対象 →第5章3節を参照

国土交通省が実施する海岸関係事業等における技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通し共同して技術研究開発を行い、海岸関係事業等実施上の課題を解決することを目的とする。

指定型課題（地域課題）

近年の新規公募課題

「海浜変形予測における波浪の不確実性を考慮する手法の研究開発」(R6年度)
「河川から海岸への土砂移動の連続性を実現するための河口部等の地形変化計算モデルに関する研究開発」(R5年度)
継続課題の提出方法、期日は、委託契約担当者より連絡します。

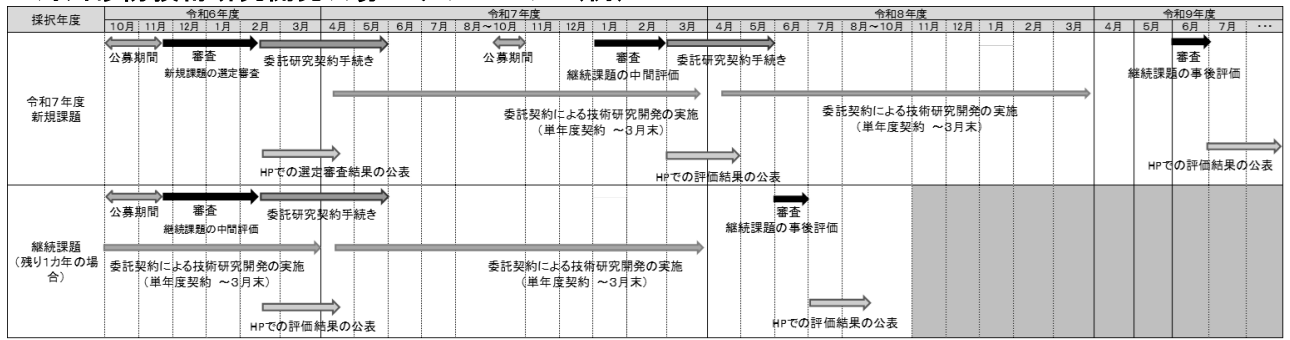
指定型
課題

R7年度新規公募課題

「気候変動による海岸侵食の影響評価に向けた汀線の時空間変化に関する予測手法の開発」
<技術研究開発の内容>

- ✓ 海岸における地形変化を予測するモデルは、単純な仮定に基づく手法から、波浪場から地形変化を物理プロセスに沿って計算する手法まで様々であり、用途や計算コストなどから適切な手法が選定されている。
- ✓ 侵食対策では、侵食の影響が顕在化するタイミングよりも前に対策を行うことが重要であるが、気候変動により予測される平均海面水位の上昇、波浪（波高、周期、波向）の変化が海岸侵食に与える影響を考慮した研究事例は少なく、実用化には至っていない。
- ✓ 本研究では、海岸管理者が気候変動を踏まえた侵食対策を効果的・効率的に実施できるよう、気候変動による海岸侵食の影響評価手法を構築することを目的とする。なお、研究開発にあたっては、侵食が顕在化するタイミングを海岸管理者が評価できるよう、気候変動による汀線の時空間変化を短時間に予測できるモデルを構築することとする。
- ✓ モデルの開発に当たっては、既往の測量成果、水理実験、数値シミュレーション等を活用しつつ、既存モデルを改良することを想定している。

■河川砂防技術研究開発公募スケジュール（例）



※概ねのスケジュールを示したものであり、変更する場合があります。詳細は本文を参照。

**令和7年度 河川砂防技術研究開発公募実施要領
(海岸技術部門の再公募)**

目 次

1. 河川砂防技術研究開発公募の概要	1-1
1.1. 河川砂防技術研究開発公募の目的	1-1
1.2. 河川砂防技術研究開発公募の部門・分野	1-1
1.2.1. 部門・分野の概要	1-1
1.2.2. 応募資格	1-3
1.2.3. 費用の負担	1-5
1.2.4. 公募課題、採択審査基準及びスケジュール	1-7
1.3. 委託契約	1-7
1.4. 中間評価・事後評価・移行評価の実施	1-7
1.5. 研究成果の報告義務及び報告書の作成	1-7
1.6. 知的財産権の排他的実施の制限	1-7
1.7. 研究成果の公表	1-7
1.8. 研究成果のフォローアップ	1-8
1.9. 応募手続き	1-8
1.10. 研究資金の適正な執行について	1-8
1.10.1. 不合理な重複・過度の集中の排除	1-8
1.10.2. 不正使用・不正受給ならびに研究上の不正について	1-9
(1) 不正使用及び不正受給への対応	1-9
(2) 研究活動における不正行為への対応	1-9
(3) その他	1-9
1.11. 問い合わせ先	1-9
2. 河川技術部門公募要領	2-1
3. 砂防技術部門公募要領	2-1
4. 河川生態部門公募要領	2-1
5. 海岸技術部門公募要領	5-1
5.1. 公募概要	5-1
5.2. 海岸技術分野	5-1
5.2.1. 新規応募時	5-1
5.3. 地域課題分野（海岸）	5-2

5.3.1. 新規応募時	5-2
(1)技術研究開発課題	5-2
(2)スケジュール	5-4
(3)応募書類	5-5
(4)応募書類の審査	5-7
(5)審査結果の通知・公表	5-7
(6)技術研究開発の委託契約	5-8
5.3.2. 中間評価時および事後評価時	5-9
(1)技術研究開発課題	5-9
(2)スケジュール	5-9
(3)応募・審査書類	5-9
(4)中間評価・事後評価	5-11
(5)審査結果の通知・公表	5-13
(6)技術研究開発の委託契約	5-13

別添資料

<別添資料 1> 国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例）	1
<別添資料 2> 共同研究体協定書（案）	8
<別添資料 3> 申請事項変更届	12

※応募・審査書類、提出書類については、別冊の様式をご覧ください。

1. 河川砂防技術研究開発公募の概要

1.1. 河川砂防技術研究開発公募の目的

河川砂防技術研究開発公募は、水管理・国土保全行政における技術政策課題を解決するため、産学の持つ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することを目的としており、技術分野や課題毎に産学官連携による技術研究開発体制を構築することにより課題の解決を目指します。

1.2. 河川砂防技術研究開発公募の部門・分野

令和7年度は、以下の5つの部門のうち、革新的河川技術部門を除く4部門について公募を行います。革新的河川技術部門については、令和7年度の公募はありません。

河川技術部門、砂防技術部門、河川生態部門については令和7年度の公募は締め切りました。本要領では、海岸技術部門について再公募を行います。

(1) 河川技術部門：河川技術・流域管理分野

(指定型課題、提案型課題（流域課題）、提案型課題（地域課題）を公募)

(2) 砂防技術部門：砂防技術分野、地域課題分野(砂防)

(3) 河川生態部門：地域課題分野(河川生態)

(4) 海岸技術部門：海岸技術分野(令和7年度の公募なし)、地域課題分野(海岸)

(5) 革新的河川技術部門(令和7年度の公募なし)

それぞれの分野によって、対象とする技術研究開発課題、費用の負担等が異なります。

1.2.1. 部門・分野の概要

〔河川技術部門〕

河川技術・流域管理分野

河川技術・流域管理分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

〔砂防技術部門〕

砂防技術分野

砂防技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって砂防行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

地域課題分野（砂防）

国土交通省が実施する砂防関係事業等における一般的な技術的な課題、またはある砂防関係事業の固有の技術的な課題に対して、研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現

地調査等を通し共同して研究開発を行い、砂防関係事業の実施上の課題を解決することを目的としています。一般研究のみの1段階で行う提案型課題のもの（以下、一般型という）と、F S研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究の2段階で行う指定型課題のもの（以下、F Sスタートという）の2種類があります。

a) 一般研究

管理者と学識者が連携して技術研究開発を行うものとします。

b) F S研究（フィージビリティスタディ研究）

管理者と学識者とが連携して解決すべき課題について、課題解決に向けた一般研究の実施計画案を検討する研究。検討成果においては、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される管理及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

〔河川生態部門〕

地域課題分野（河川生態）

国土交通省が管理する河川やその流域において、河川管理の基本方針である「多自然川づくり」をはじめとした環境の保全と創出の様々な取組が進められています。

地域の研究機関に所属する研究者が、河川管理者との連携を通して、生態学や河川工学の視点から学術的アプローチで現地調査等を通じた共同研究を行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる成果を得ることを目的としています。研究段階はF S研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究とにわかれ、それぞれ以下のとおりです。

a) F S研究（フィージビリティスタディ研究）

生態学や河川工学などの研究者が、課題解決に必要な研究計画やアプローチを検討する萌芽的な研究。このF S研究の成果をもとに、河川管理者との連携のもとで、一般研究に進むことが期待されます。なお、F S研究では、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される河川管理面及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

b) 一般研究

F S研究の成果を踏まえて設定された課題について、学識者と河川管理者が連携して行う研究。

〔海岸技術部門〕

海岸技術分野

海岸技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって海岸行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

地域課題分野（海岸）

国土交通省が実施する海岸関係事業等における技術的な課題に対して、研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通し共同して技術研究開発

を行い、海岸関係事業等実施上の課題を解決することを目的としています。

1.2.2. 応募資格

本公募において、応募資格があるのは、以下の①～③のいずれかの機関に所属する研究者又は以下の①～③のいずれかの機関に所属する研究者からなる共同研究体です。

- ①学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他公的研究開発機関
- ②研究を主な事業目的としている、特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ③日本に登記されている民間企業等（※1）

なお、技術研究開発の実施にあたっては、研究者の所属する機関と国土交通省の機関との間で契約を締結することとなります。研究者は、国土交通省国土技術政策総合研究所（以下、「国土技術政策総合研究所」という。）、国土交通省の地方整備局・北海道開発局または地方整備局・北海道開発局の河川、砂防関係事務所等（以下、「地方整備局等」という。）の提示する契約書（案）に合意するとともに、必要とする手続き等を速やかにかつ適切に遂行できる体制を有していることが必要となります。

※1 「③日本に登記されている民間企業等」は、以下の基準を満たすことを条件とします。

- 1) 民法、商法その他法律により設立された法人であること。
（定款及び財務諸表を添付すること）
- 2) 応募した技術研究開発を実施する能力を有する機関であること。
また、日本国内に本申請に係る主たる技術研究開発のための拠点を有すること。
（応募した技術研究開発を自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料を記載・添付等すること。（例）研究開発施設や事務所の所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等）
- 3) 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

さらに、河川技術部門、砂防技術部門、河川生態部門、海岸技術部門に応募するには、上記応募資格に加え、以下の条件を満たすことを必要とします。

〔河川技術部門〕

（河川技術・流域管理分野（指定型課題））

- 令和 7 年 3 月 31 日時点で 50 歳未満の研究代表者を対象
- 必要に応じて、国土交通本省・国土技術政策総合研究所と情報交換や意見交換を実施することが可能であること。

（河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））

- 令和7年3月31日時点で50歳未満の研究代表者を対象
- 指定型課題と提案型課題（流域課題）の両課題に応募することはできません。
- 研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。
なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。
 - ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
 - ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
 - ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。
- 研究体制は、河川工学、都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者により構成することが望ましいが、一つの分野の研究者が中心となる研究体制でも実施可能とする。

(河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））

- 令和7年3月31日時点で50歳未満の研究代表者を対象
- 指定型課題と提案型課題（地域課題）の両課題に応募することも可能ですが、指定型課題で採択された課題は、提案型課題（地域課題）の審査対象外となります。
- 研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。
なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。
 - ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
 - ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
 - ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。

〔砂防技術部門〕

(砂防技術分野)

- 令和7年3月31日時点で50歳未満の研究代表者を対象
- 必要に応じて、国土交通本省・国土技術政策総合研究所と情報交換や意見交換を実施することが可能であること。

(地域課題分野（砂防）)

- 研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。
なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。
 - ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
 - ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィ

- ・フィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
- ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。

○必要に応じて、国土交通本省・国土技術政策総合研究所と情報交換や意見交換を実施することが可能であること。また、若手研究者の人材育成を視野に入れた体制とすることが望ましい。

〔河川生態部門〕

(地域課題分野 (河川生態))

○研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。

なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。

- ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
- ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
- ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。

○地域課題分野のうち河川生態については、生態学分野と河川工学分野の幅広い研究が含まれる研究体制であること。また、将来的な河川環境の向上につながるように、若手研究者の人材育成を視野に入れた体制とすることが望ましい。

〔海岸技術部門〕

(地域課題分野 (海岸))

○令和7年3月31日時点で50歳未満の研究代表者を対象

○必要に応じて、国土交通本省・国土技術政策総合研究所と情報交換や意見交換を実施することが可能であること。

○研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。

なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。

- ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
- ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
- ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。

1.2.3. 費用の負担

国土交通省の費用負担の限度額は表 1.1 のとおりです。

表 1.1 費用負担の限度額等

1. 河川砂防技術研究開発公募の概要

公募区分		費用負担限度額※ ¹	技術研究開発期間、新規採択件数※ ⁴
河川技術部門			
河川技術・流域管理分野	【一般研究】 指定型課題	技術研究開発期間の合計 として <u>2,000 万円</u> (各年度 <u>1,000 万円</u>)	<u>2 年</u> <u>2 件程度</u>
	【一般研究】 提案型課題 (流域課題)	技術研究開発期間の合計 として <u>600 万円</u> (各年度 <u>300 万円</u>)	<u>2 年</u> <u>2 件程度</u>
	【一般研究】 提案型課題 (地域課題)	技術研究開発期間の合計 として <u>400 万円</u> (各年度 <u>200 万円</u>) <u>2 年目に研究奨励制度あり</u> ※ ²	<u>2 年</u> <u>5 件程度</u>
砂防技術部門			
砂防技術分野	【一般研究】 指定型課題	最長 3 年で合計 <u>2,000 万円</u> (各年度 <u>1,000 万円</u>)	最長 3 年 <u>2 件程度</u>
地域課題分野 (砂防)	【一般研究】 提案型課題	技術研究開発期間の合計 として <u>500 万円</u>	最長 3 年 <u>3 件程度</u>
	【F S スタート】 指定型課題	新規公募なし	<u>0 件</u>
河川生態部門			
地域課題分野 (河川生態)	【F S 研究】	年間 <u>500 万円</u>	原則 1 年以内 <u>1 件程度</u>
	【一般研究】※ ³	年間 <u>1,500 万円</u>	原則 5 年以内
海岸技術部門			
海岸技術分野	【一般研究】 指定型課題	新規公募なし	<u>0 件</u>
地域課題分野 (海岸)	【一般研究】 指定型課題	技術研究開発期間の合計 として <u>2,000 万円</u> (各年度 <u>1,000 万円</u>)	原則 2 年以内 <u>1 件程度</u>

※¹ 費用負担限度額については、間接費及び消費税込み。

※² 提案型課題（地域課題）の 1 年目の中間評価結果が優良と評価された場合、2 年目の費用負担限度額を増額（最大 200 万円）する場合があります。

※³ 地域課題分野のうち河川生態の一般研究については、前年度に実施した F S 研究の移行評価結果又は一般研究の中間評価結果を踏まえて決定します。

※⁴ 技術研究開発期間、新規採択件数は、募集内容により変動する場合があります。

1.2.4. 公募課題、採択審査基準及びスケジュール

分野毎に課題、審査基準及びスケジュールを設定しています。応募を予定している分野のページをご確認下さい。

なお、スケジュールについては今後変更することがあります。

1.3. 委託契約

有識者からなる河川技術評価委員会、砂防技術評価委員会又は河川生態委員会（以下、「評価委員会」という。）における審査結果等を踏まえ、採択にあたっては、提出いただいた研究計画の修正を求める場合があります。提出いただいた研究計画に基づき、河川技術・流域管理分野（指定型課題）、砂防技術分野及び海岸技術分野（指定型課題）については国土技術政策総合研究所と、河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）、提案型課題（地域課題））、地域課題分野（砂防、河川生態、海岸）については地方整備局等と委託研究契約を締結します。

また、複数年の継続課題は、2年度目以降も毎年度中間評価を実施し、その結果継続の可否を決定することから、単年度毎の採択・契約となります。

詳細については各分野の公募要領をご確認下さい。

1.4. 中間評価・事後評価・移行評価の実施

採択された研究テーマについては、評価委員会による中間評価（複数年度にわたる場合）と事後評価を実施します。中間評価の結果、研究目的の達成が困難であると判断されたものについては本制度による技術研究開発を終了します。また、中間評価及び事後評価の結果は公表します。なお、F S 研究については、中間評価・事後評価に代えて一般研究への移行に関する評価を実施します。

1.5. 研究成果の報告義務及び報告書の作成

採択された研究テーマについては、年度毎に得られた研究成果について河川砂防技術研究開発【成果概要】、報告書を提出していただきます。

1.6. 知的財産権の排他的実施の制限

研究成果について、公共目的で国が利用する場合は、その使用を認めていただきます。また、本制度による当該技術研究開発の成果である特許権等について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定しないこととします。

1.7. 研究成果の公表

委託研究完了時（委託研究実施期間内においては、公表しようとするとき）に、研究成果の公表を行う場合は、契約機関と公表の可否等について協議して下さい。

なお、国土技術政策総合研究所と契約しているものについては、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例）」第25条を参照して下さい。

中間・事後評価後、国土交通省河川砂防技術研究開発公募のホームページで、研究開発公募の成果概要や評価結果を公表します。

【河川技術・流域管理分野の例】

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/kasenryuiki/theme.html>

令和4年度採択テーマ

令和3年10月より公募した河川技術・流域管理分野の課題について、令和3年12月の河川技術評価委員会における審査結果をふまえて、以下のとおり採択テーマを決定しました。

- [令和4年度 河川砂防技術研究開発公募河川技術/流域管理分野 新規課題研究開発テーマ \(PDFファイル\)](#)
- [令和4年度 河川砂防技術研究開発公募 応募状況 \(PDFファイル\)](#)
- [河川技術評価委員会 委員 \(PDFファイル\)](#)

【指定型課題：流出抑制対策の治水効果を推定できる流出解析・洪水解析技術に関する研究開発】

令和3年12月の河川技術評価委員会において、技術革新性、導入可能性、実現可能性の観点から審査が行われ、以下の2件が採択されました。

研究テーマ名/ 研究代表者名	期間	中間評価/ 評価委員会開催日	研究成果報告書概要/ 事後評価結果/ 評価委員会開催日
[REDACTED]	R4～R5	結果PDF 評価委員 PDF 令和5年3月6日	概要PDF 結果PDF 評価委員 PDF 令和6年6月24日
[REDACTED]	R4～R5	結果PDF 評価委員 PDF 令和5年3月6日	概要PDF 結果PDF 評価委員 PDF 令和6年6月24日

1.8. 研究成果のフォローアップ

研究期間終了後、研究代表者に対して行う研究成果の行政実務への応用化、実用化状況等の調査に協力していただくことがあります。

1.9. 応募手続き

応募を予定している分野のページをご確認下さい。

1.10. 研究資金の適正な執行について

1.10.1. 不合理な重複・過度の集中の排除

研究資金（他府省の競争的資金等含む）の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、国土交通省は、以下の措置を講じることができるとします。

- (1) 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他の研究資金配分機関に情報提供する場合があります、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがあります。
- (2) 応募書類に記載されている研究資金の応募・受け入れ状況について事実と異なる記載があった場合は、研究テーマの不採択、採択取消し又は減額配分をすることがあります。

1.10.2. 不正使用・不正受給ならびに研究上の不正について

(1) 不正使用及び不正受給への対応

研究者の所属する機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成27年6月2日改正）（以下、「ガイドライン」という。）」（国土交通省のホームページ（<https://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>）参照）の第1節から第6節に準じて、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正な使用及び不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務を怠った研究者に対して、ガイドラインの第8節④に準じて、事案に応じて、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

(2) 研究活動における不正行為への対応

研究者の所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成27年6月2日改正）（以下「指針」という。）」（国土交通省のホームページ（<https://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>）参照）の第4章から第5章に準じて、不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するための取り組みを実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者としてされた当該論文等の著者に対して、指針の第6章6.（4）に準じて、事案ごとに、費用の配分停止、申請の不採択、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

(3) その他

委託契約機関に別途、研究不正に関する規程が存在する場合はその規程に従うこと。

1.11. 問い合わせ先

本要領に関する問い合わせは、下記まで電子メールにて日本語でお願いします。

(制度全般、河川技術・流域管理分野（指定型課題）)

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(砂防技術分野、地域課題分野（砂防）)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(地域課題分野 (河川生態))

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 河川砂防技術研究開発公募担当係
E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(地域課題分野 (海岸))

国土交通省水管理・国土保全局海岸室 河川砂防技術研究開発公募担当係
E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(河川技術・流域管理分野 (提案型課題 (流域課題)、提案型課題 (地域課題)))

北海道開発局 建設部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当
E-mail : hkd-ky-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

東北地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当
E-mail : thr-ryuikichisui@ki.mlit.go.jp

関東地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当
E-mail : ktr-kasengijyutu@gxb.mlit.go.jp

北陸地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当
E-mail : hokuriku-koubo@hrr.mlit.go.jp

中部地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当
E-mail : cbr-s852320@mlit.go.jp

近畿地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当
E-mail : kkr-riverpr@mlit.go.jp

中国地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当
E-mail : kasenkoubo@cgr.mlit.go.jp

四国地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当
E-mail : skr-kawakei@mlit.go.jp

九州地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当
E-mail : qsr-89kasengijutsu@gxb.mlit.go.jp

2. 河川技術部門公募要領

河川技術部門については令和 7 年度の公募は締め切りました。

3. 砂防技術部門公募要領

砂防技術部門については令和 7 年度の公募は締め切りました。

4. 河川生態部門公募要領

河川生態部門については令和 7 年度の公募は締め切りました。

5. 海岸技術部門公募要領

5.1. 公募概要

海岸技術分野

海岸技術分野の技術研究開発公募は、海岸技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって海岸行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

地域課題分野（海岸）

地域課題分野（海岸）の技術研究開発公募は、国土交通省が実施する海岸関係事業等における技術的な課題に対して、研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通し共同して技術研究開発を行い、海岸関係事業等実施上の課題を解決することを目的としています。

5.2. 海岸技術分野

5.2.1. 新規応募時

令和7年度に公募する新規技術研究開発課題はありません。

5.3. 地域課題分野（海岸）

5.3.1. 新規応募時

(1) 技術研究開発課題

令和7年度に新規に公募する技術研究開発課題は、指定型課題として公募し、1件を目安として採択します。

課題名	「気候変動による海岸侵食の影響評価に向けた汀線の時空間変化に関する予測手法の開発」
期間・費用	原則2年以内で合計2,000万円まで（各年度1,000万円を上限） 研究代表者の年齢は50才未満
背景	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動による平均海面水位の上昇等により、砂浜の消失が懸念されている。 海岸管理者が気候変動を踏まえた侵食対策を効果的・効率的に実施するため、気候変動による海岸侵食の影響評価手法の構築が求められている。
技術研究開発の内容	<ul style="list-style-type: none"> 海岸における地形変化を予測するモデルは、単純な仮定に基づく手法から、波浪場から地形変化を物理プロセスに沿って計算する手法まで様々であり、用途や計算コストなどから適切な手法が選定されている。 侵食対策では、侵食の影響が顕在化するタイミングよりも前に対策を行うことが重要であるが、気候変動により予測される平均海面水位の上昇、波浪（波高、周期、波向）の変化が海岸侵食に与える影響を考慮した研究事例は少なく、実用化には至っていない。 本研究では、海岸管理者が気候変動を踏まえた侵食対策を効果的・効率的に実施できるよう、気候変動による海岸侵食の影響評価手法を構築することを目的とする。なお、研究開発にあたっては、侵食が顕在化するタイミングを海岸管理者が評価できるよう、気候変動による汀線の時空間変化を短時間に予測できるモデルを構築することとする。 モデルの開発にあたっては、既往の測量成果、水理実験、数値シミュレーション等を活用しつつ、既存モデルを改良することを想定している。

	<p>図 汀線の時空間変化のアウトプット イメージ</p>
<p>現状の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 将来の気候変動を踏まえて、順応的に効果的・効率的な侵食対策を実施するため、気候変動による平均海面水位の上昇や波浪の変化を適切に見込んだ海岸侵食の影響評価手法を構築する必要がある。 • 侵食対策では、対策の長期的な効果も含めた漂砂系全体について、影響を評価する必要がある。 • 気候変動による海岸侵食を評価する上で、波浪の季節変化も適切に設定する必要がある。 • 平均海面水位の上昇や波浪の変化に対して、汀線の時間的な変化や空間分布を得られる検証された手法がない。
<p>テーマ例</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 気候変動による平均海面水位の上昇と波浪の変化を考慮した汀線の時空間変化の予測モデルの開発
<p>リクワイヤメント</p>	<p>1. 将来の長期的な汀線の予測については、平均海面水位の上昇、波浪の変化を考慮可能なものとし、一般的なハイスペック PC で数 km から 10 数 km の汀線の約 100 年後の時空間分布が数時間程度（汀線変化の計算に必要な波浪等の外力のデータセット作成に要する時間は含まない）で計算できるモデルとすること。なお、本研究終了後の社会実装</p>

5. 海岸技術部門 公募要領

5.3. 地域課題分野（海岸）

5.3.1. 新規応募時

	<p>時においては、波浪の将来予測のデータセットは、d4PDF等のデータセットから計算されるものなどを使用することを想定している。また、本研究では現在気候における再現性の確認までを対象とし、将来予測及び将来の波浪データセットの作成は行わなくてもよい。</p> <p>2. 我が国の海岸特性に合わせた条件設定（台風、季節風、内海・湾内、砂浜、礫浜、土砂供給等）が可能な手法とすること。なお、各海岸において、現在気候の海象・地形等を初期条件として、キャリブレーションを行う手法を想定している。</p> <p>3. 開発するモデルは海岸管理者の検討に使用できるものであり、上述の課題に含まれている現象が考慮されていることが明らかであること。</p> <p>4. 侵食対策の効果を評価できること。また、漂砂量や海浜勾配は、現在の条件から変化する可能性があることから、これらの影響を適切に評価できることが望ましい。</p> <p>5. 現在気候における汀線変化の再現性を確認し、適用範囲と妥当性を検証すること。</p>
実施条件等	<ul style="list-style-type: none">以下の海岸を対象に検証を行う場合、初期条件やキャリブレーションに用いるデータは、国が所有する海象データ（波高、周期、波向）、地形測量データなどの実績値を用いることを基本とする。 <p>《対象海岸》</p> <p>皆生海岸（鳥取県）／高知海岸（高知県）／宮崎海岸（宮崎県）／新潟海岸（新潟県）／石川海岸（石川県）／仙台湾南部海岸（宮城県）</p> <p>※検証対象海岸を年度毎で変えることを可能とするが、当初の研究計画に各年度の海岸を明示すること。なお、対象海岸を変えることにより、発注機関が異なる可能性があるため、毎年度の契約時期に遅れが生じることがある。</p> <p>※これら以外の海岸で検証することを妨げないが、モデルの適用性やデータの有無は応募者が確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none">技術研究開発の実施にあたり、行政と意見交換する場を設置するので参加すること。数値解析モデルを開発した場合には、国の業務等を請け負った建設コンサルタント等に対し、開発した技術の使用を許諾すること（知的財産権は産業技術力強化法第17条に則り取り扱う。

(2) スケジュール

令和6年 12月 2日

公募開始

令和7年 1月 23日

公募締切

5. 海岸技術部門 公募要領
 5.3. 地域課題分野（海岸）
 5.3.1. 新規応募時

令和7年 2月 27日	選定審査
令和7年 3月	採択の可否決定、公表
令和7年 3月～令和7年 5月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和7年 12月～令和8年 2月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和8年 2月～3月	継続の可否決定、公表
令和8年 3月～令和8年 5月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和9年 6月	事後評価（ヒアリング）

(3) 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 5.1のとおりです。なお、評価時における評価基準は、表 5.3のとおりです。

表 5.1 地域課題分野（海岸） 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野（海岸）	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式海岸-A	地域課題分野（海岸） 応募様式（その1）	2枚以内
	様式海岸-B	地域課題分野（海岸） 応募様式（その2）	3枚以内
	様式海岸-C	地域課題分野（海岸） 応募様式（その3）	1枚以内
	様式海岸-D	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式海岸-E	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1枚
	様式海岸-F	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚

a) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい）*

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

b) 提出方法

応募様式の提出は、電子データ（様式海岸-A～様式海岸-Fはwordファイルの形式）で、また、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが確認できない場合に提出するPDF等ファイルを

5. 海岸技術部門 公募要領

5.3. 地域課題分野（海岸）

5.3.1. 新規応募時

メールにより提出して下さい。ただし、メールによる提出ができないパンフレット等の添付書類はメールにその旨記載し郵送で提出することができます（応募〆切までに必着）。

c) 応募書類の提出期限及び提出先

応募様式の提出期限及び提出先は以下の通りです。

- ・提出期限：（表 5.1 の応募書類）令和 7 年 1 月 23 日（木）必着
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局海岸室
河川砂防技術研究開発公募 担当係（事務局）
- ・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

d) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

e) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

f) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認め

5. 海岸技術部門 公募要領

5.3. 地域課題分野（海岸）

5.3.1. 新規応募時

ません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

g) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について選定審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 5.2 のとおりです。

表 5.2 地域課題分野（海岸） 応募書類 審査内容

選定審査	方法：河川技術評価委員会によるヒアリング 時期：令和 7 年 2 月 27 日 対象：研究テーマの研究代表者（連携整備局等の担当者も原則参加） 場所：国土交通本省内会議室（予定） 結果：ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡
------	---

審査は、有識者からなる評価委員会において表 5.3 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 5.3 地域課題分野（海岸） 採択にあたっての審査基準

(i) 技術革新性	既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるか
(ii) 導入可能性	海岸行政への応用性及び成果の幅広い普及を通じた国民生活や経済活動に対する効果・意義が期待できるか
(iii) 実現可能性	目標達成及び実用化が技術的に可能であるか 研究計画、経費、実施体制は適切か
(iv) リクワイヤメントへの対応	求められた技術開発の内容・リクワイヤメントに対応した提案となっているか。

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

b) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・ 人件費
- ・ 諸謝金
- ・ 旅費交通費
- ・ 庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・ 諸経費

5.3.2. 中間評価時および事後評価時

(1) 技術研究開発課題

令和7年度に採択された研究テーマ（指定型課題）で、令和8年度も技術研究開発を行うものに限りです。

対象となる技術研究開発課題は5.2.1(1)節のとおりです。

令和6年度以前に新規採択され、令和7年度も継続する課題については、「令和7年度河川砂防技術研究開発公募実施要領 〔継続課題〕」を参照してください。

(2) スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和7年12月～令和8年2月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和8年2月～3月	継続の可否決定、公表
令和8年3月～令和8年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和9年6月	事後評価（ヒアリング）

(3) 応募・審査書類

応募・審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表5.4、審査書類は表5.5のとおりです。

表 5.4 地域課題分野（海岸） 中間評価時の応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野（海岸）	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式海岸-A	地域課題分野（海岸） 応募様式（その1）	2枚以内
	様式海岸-B	地域課題分野（海岸） 応募様式（その2）	3枚以内
	様式海岸-C	地域課題分野（海岸） 応募様式（その3）	1枚以内
	様式海岸-D	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式海岸-E	研究年度（令和〇年度）の必要経費概算	1枚
	様式海岸-F	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚

※過年度の提出書類を更新して提出して下さい。なお、様式海岸-Fは、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出して下さい。

表 5.5 地域課題分野（海岸） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
------	----	------	-------

5. 海岸技術部門 公募要領
 5.3. 地域課題分野（海岸）
 5.3.2. 中間評価時および事後評価時

地域課題分野（海岸）	様式海岸-G — —	河川砂防技術研究開発【成果概要】 報告書（契約図書による） その他（契約図書による）	9枚程度
------------	------------------	--	------

※中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

※なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出方法

電子データ（様式海岸-A～様式海岸-Gはwordファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

c) 審査書類等の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表 5.4、表 5.5 に示す様式申請票、様式海岸-A～様式海岸-G 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

事後評価時は表 5.5 に示す様式海岸-G 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物2部、電子データ1式（CD-R等）」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・提出期限（中間）：

様式申請票、様式海岸-A～様式海岸-Gとし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出期限（事後）：

様式海岸-G、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出先：地方整備局等 委託契約担当者

d) 秘密の保持

応募・審査書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表

することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募・審査書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募・審査書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募・審査書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募・審査書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間評価・事後評価

a) 中間評価

中間評価については表 5.6 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年度課題について委託年度の 12 月～3 月に実施 ・ 評価委員会によるヒアリング評価
------	--

表 5.6 地域課題分野（海岸） 中間評価の評価基準

総合評価	a : 研究が順調に実施されており、引き続
------	-----------------------

5. 海岸技術部門 公募要領

5.3. 地域課題分野（海岸）

5.3.2. 中間評価時および事後評価時

<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価 	<p>き研究を推進する。</p> <p>b：コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり）</p> <p>c：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）</p>
<p><u>I. 技術研究開発の進捗状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。 	<p>a：適切であった。</p> <p>b：概ね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>II. 研究成果の見通し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画通りの研究成果が期待できるか。 	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>
<p><u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果を海岸行政へ導入、活用することが可能であるか。 	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>

b) 事後評価

事後評価については表 5.7 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	<ul style="list-style-type: none"> ・技術研究開発完了年度の翌年度 6 月頃に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	---

表 5.7 地域課題分野（海岸） 事後評価の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の項目を総合的に評価 	<p>A：十分に目標を達成できた</p> <p>B：概ね目標を達成できた</p> <p>C：あまり目標を達成できなかった</p> <p>D：ほとんど目標を達成できなかった</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初の目標を達成することができたか。 	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 研究計画</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。 	<p>a：適切であった。</p> <p>b：概ね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 研究成果</u></p> <p><u>(1) 技術革新性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。 	<p>a：十分推進することができた。</p> <p>b：概ね推進することができた。</p> <p>c：不十分</p>

<p>(2) 導入可能性</p> <p>・研究成果が幅広く普及することにより、海岸行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。</p>	<p>a : 十分期待できる。</p> <p>b : 概ね期待できる。</p> <p>c : 期待できない。</p>
--	--

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・ 人件費
- ・ 諸謝金
- ・ 旅費交通費
- ・ 庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・ 諸経費

<別添資料 1 >

国土技術政策総合研究所 委託研究契約書 (例)

委託研究契約書

委託研究の名称

委託研究実施期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日委託料の限度額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

成果品の納入場所 国土交通省国土技術政策総合研究所

頭書研究の委託について、委託者 支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 ○○ ○○と
受託者 とは、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第 1 条 受託者は、委託研究実施要領 (以下「実施要領」という。)に基づき、頭書の委託料の限度額をもって、頭書の委託研究実施期間 (以下「実施期間」という。)までに、頭書の委託研究 (以下「委託研究」という。)を完了しなければならない。

2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 2 条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止等)

第 3 条 受託者は、委託研究の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、委託研究における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 受託者は、委託研究の一部 (「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき (以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を委託者に提出し、承諾を得なければならない (再委託先が委託先の子会社 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、受託者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

- 5 受託者が委託研究の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受託者が負うものとする。
- 6 受託者は、委託研究の処理に当たり、第三者との間で共同研究等の契約を締結してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(履行体制の把握)

- 第4条 受託者は、前条第3項及び第6項の承諾を得た場合において、再委託の相手方(共同研究等の相手方を含む。)がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を委託者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 受託者は、前項の場合において、委託者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(実施計画書の変更等)

- 第5条 受託者は、実施計画書の変更(各費目相互間における金額の2割以内の変更を除く。)をしようとするときは、変更後の実施計画書を委託者に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 委託者は、前項の変更後の実施計画書について遅滞なくその内容を審査し、不相当と認めるときは、受託者と協議するものとする。
 - 3 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託研究の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

(委託研究の内容の変更等)

- 第6条 委託者は、必要がある場合には、委託研究の内容を変更し、又は委託研究を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、実施期間又は委託料の限度額を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 予期することのできない賃金水準、物価水準等の変動により、委託研究に要する直接経費(人件費、諸謝金、旅費、庁費)に大きな変動が生じ、委託料の限度額が著しく不相当となったときは、委託者と受託者とが協議のうえ委託料の限度額を変更することができる。
 - 3 前条第1項及び第2項の規定は、第1項及び前項の場合について準用する。
 - 4 第1項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(実施期間の延長等)

- 第7条 受託者は、その責に帰することができない事由により実施期間までに委託研究を完了できないことが明らかになったときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- 2 委託者は、受託者の責に帰する事由により実施期間までに委託研究を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めるときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。
 - 3 前項の損害金は、委託料の限度額に対して延長日数に応じ年3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

- 第8条 委託研究の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。)のために必要を生じた経費は、受託者が負担しなければならない。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(検査及び引渡)

- 第9条 受託者は、委託研究を完了したときは、遅滞なく成果品に添えて完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の成果品、完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受領したときは、その日から10日以内に委託者又は委託者の指定した職員により検査を行わなければならない。
- 3 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、成果品に添えて補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を委託者に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定は、委託者が前項の成果品、補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受領した場合に準用する。
- 5 委託者は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、受託者にその旨を通知しなければならない。
- 6 前項の委託料の確定額は、現に委託研究に要した経費の額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。
- 7 受託者は、第5項の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を委託者に引き渡さなければならない。

（委託料の支払）

- 第10条 受託者は、前条第7項により、成果品の引き渡しを完了したときは、委託者に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定により、適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
 - 3 受託者は、委託者の責に帰すべき事由により前項の委託料の支払いが遅れた場合には、委託者に対して、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（知的財産権の範囲）

- 第11条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
 - 二 特許法に規定する特許をうける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国に於ける上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）
 - 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国に於ける上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
 - 四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、委託者と受託者とが協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利。
- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠の創作、回路配置利用権の対象となるものについては回路配置の創作、育成者権の対象となるものについては品種の育成、プログラム等の著作権の対象となるものについてはプログラム等の創作並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
 - 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

（知的財産権の帰属）

- 第12条 委託者は、契約締結日に受託者が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書により委

託者に届け出た場合は、当該委託研究に係る知的財産権を受託者から譲り受けないことができるものとする。

- 一 受託者は、当該委託研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく第14条の規定に基づいて、その旨を委託者に報告する。
 - 二 受託者は、国が適正な対価を支払う場合においては、当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
 - 三 受託者は、国が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。ただし、本号に通常の公共事業への活用は含まれない。
 - 四 受託者は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、委託者が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
 - 五 受託者は、当該知的財産権が存続期間の満了等により消滅するまでの間、専用実施権及び独占的な通常実施権等を設定しないものとする。ここでいう独占的な通常実施権等の設定とは、当該知的財産権について権利保有者のみが実施（自己実施）すること、権利保有者が特定の者以外の者には実施許諾しないこと、又は実施許諾の対価（ロイヤリティー）を時価よりも著しく高く設定すること等のいずれかにより、実施権について独占的な状態を設定することをいう。
- 2 委託者は、受託者が前項で規定する書面を提出しない場合、受託者から無償で当該知的財産権を譲り受けるものとする。その承継等の時期は特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては出願、回路配置利用権に係る権利にあっては、申請に先立って行うものとし、受託者は知的財産権帰属届出書並びに次の各号に掲げる書類を委託者に提出するものとする。
- 一 受託者の従業員又は役員（以下「従業員等」という。）の行った発明等に係る知的財産権を受け取る権利を受託者が承継した旨を記載した書面。
 - 二 前号の知的財産権を受け取る権利を受託者が委託者に無条件で譲渡する旨を記載した書面。
 - 三 第一号に係る発明等の範囲、内容等を記載した書面。
- 3 受託者は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと委託者が認める場合、当該知的財産権を無償で委託者に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の管理)

- 第13条 受託者は、前条第2項に該当する場合、前条第2項の書類の提出後、委託者の指示に従い、受託者は当該委託研究に係る発明等について、次の各号に掲げる手続きを委託者の名義により行うものとする。
- 一 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
 - 二 回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
 - 三 プログラム等の著作物にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
- 2 委託者は、前項の場合において、受託者に対し、受託者が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を別途支払うものとする。
- 3 受託者は、当該委託研究に係る委託者の名義の産業財産権等の登録後に生じた問題等の解決のため、委託者より協力の要請があった場合には速やかに対応することとする。

(知的財産権の報告)

- 第14条 受託者は、当該委託研究に係る産業財産権に関する出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、産業財産権出願通知書を委託者に提出しなければならない。
- 2 受託者は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合には、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託研究に係る成果の出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国等の委託研究の成果に係る特許出願（平成〇年度国土技術政策総合研究所「〇〇」委託研究、産業

技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願）」

- 3 受託者は、第1項に係る産業財産権の設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、産業財産権通知書を委託者に提出しなければならない。
- 4 受託者は、当該委託研究に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に、著作物通知書を委託者に提出しなければならない。
- 5 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、実施もしくは許諾した日から60日以内に、知的財産権実施届出書を委託者に提出しなければならない。

（知的財産権の移転）

第15条 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権の全部又は一部を委託者以外の第三者に移転する場合には、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条、第19条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう、当該第三者に約させなければならない。

- 2 受託者は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を委託者に提出し委託者の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハマまでに規定する場合は、この限りではない。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社という。）に当該知的財産権の移転をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転をする場合

- 3 受託者は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく委託者に提出しなければならない。

（知的財産権の実施許諾）

第16条 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権を委託者以外の第三者に実施を許諾する場合には、第12条第1項、第18条及び第19条の規定の適用に支障を与えないように当該第三者に約させねばならない。

（知的財産権の放棄）

第17条 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を委託者に報告しなければならない。

（知的財産権の帰属の例外）

第18条 委託契約の目的として作成される報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権を除きすべて委託者に帰属する。

- 2 第12条第2項及び前項の規定により著作権を受託者から委託者に移転する場合において、当該著作物を受託者が自ら創作したときは、受託者は著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を受託者以外の第三者が創作したときは、受託者は当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（ノウハウの指定）

第19条 委託者及び受託者は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、委託者と受託者とが協議の上、決定するものとし、原則として、当該委託研究完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、委託者と受託者とが協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(職務発明規程の整備)

第20条 受託者は、この契約の締結後速やかに従業員等が行った発明等が委託研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が受託者に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。

(残存物件の返還)

第21条 受託者は、委託研究の実施により生じた残存物件の返還については、成果品の引き渡し前に委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

(契約の解除及び違約金等)

第22条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 その責に帰すべき事由により、実施期間内に委託研究が完了しないとき、又は完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 三 「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」(平成30年4月16日国総研達第24号)に規定する研究活動の不正行為を行ったと認められるとき。
- 四 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成20年10月21日国土交通省制定)等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反となる行為を行ったと認められるとき。
- 五 受託者(受託者が共同研究体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受託者は、前項の規定により委託者が契約を解除したときは、委託料の限度額の10分の1に相当する金額を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。

(委託料の経理及び監査)

- 第23条 受託者は、委託料の経理について、当該委託に係る支出の実績を確認できる根拠資料又は証拠書類(以下「証拠書類等」という。)に基づく支払実績額により受払報告書を整備し、証拠書類等とともに保管しなければならない。
- 2 受託者は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用(各費目相互間における金額の2割以内の変更を除く。)をしてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
 - 3 受託者は、委託研究実施期間中の委託料の経理状況について、第2四半期及び第3四半期終了後30日以内に委託者に報告しなければならない。

- 4 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託研究実施期間中の委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。
- 5 受託者は、第1項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を、委託研究終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第24条 受託者は、委託研究の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(成果の公表)

第25条 委託研究の内容及び成果の公表にあたっては、次の各号の通りとする。

- 一 公表する内容については、委託研究完了時(委託研究実施期間内においては公表しようとするとき)に、知的財産権及びノウハウの保護の観点から、公表の可否、公表する範囲について委託者と受託者とが協議するものとする。
- 二 受託者は、委託研究の内容及び成果を公表しようとするときは、前号で協議した内容に従うとともに、公表前に委託者に報告しなければならない。この場合、受託者は、特段の理由がある場合を除き、その内容が委託者の委託研究の結果得られたものである旨を明示しなければならない。
- 三 前号の報告をしなければならない期間は、委託研究の実施年度の終了の翌日から起算して5年間とする。ただし、委託者と受託者とが協議してこの期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(補 則)

第26条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 茨城県つくば市旭1番地
支出負担行為担当官
国土技術政策総合研究所長 ○○ ○○ 印

受託者 住所
氏名 印

<別添資料2>

共同研究体協定書（案）

（目的）

第1条 当該共同研究体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 国土交通省国土技術政策総合研究所委託に係る〇〇研究（当研究内容の変更に伴う研究を含む。以下「〇〇研究」という。）
- 二 前号に付帯する研究

（名称）

第2条 当共同研究体は、〇〇共同研究体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当共同体は、令和 年 月 日に成立し、〇〇研究の委託契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

（注）〇の部分、例えば3と記入する。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇大学
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇大学

（代表者の名称）

第6条 共同体は、〇〇大学を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 共同体の代表者は、委託研究の履行に関し、共同体を代表して、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって研究委託料（概算払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果品等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇研究の分担は、次のとおりとする。ただし、分担研究の一部につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇研究〇〇大学

〇〇の〇〇研究〇〇大学

2 前項に規定する分担研究の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇研究の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担研究の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担研究を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本研究を行うにつき発注した共通の経費等については、分担研究額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担研究に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇研究を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが研究途中において破産又は解散した場合には、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担研究を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担研究を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(知的財産権)

第18条 構成員は、構成員間において知的財産権について定めが必要な場合は、協議の上、別途、定めるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇大学外〇大学は、上記のとおり〇〇共同研究体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇大学
学長 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇大学
学長 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇共同研究体協定書第8条に基づく協定書

国土交通省国土技術政策総合研究所委託に係る〇〇研究については、〇〇共同研究体協定書第8条の規定より、当共同体構成員が分担する研究の研究額を次のとおり定める。

記

分担研究額（消費税及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇研究〇〇大学〇〇円

〇〇〇の〇〇研究〇〇大学〇〇円

〇〇大学外〇大学は、上記のとおり分担研究額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇共同研究体

代表者

〇〇大学

学長

〇〇〇〇

印

〇〇大学

学長

〇〇〇〇

印

<別添資料3>

申請事項変更届

令和____年____月____日

殿

研究代表者：_____

所属：_____

役職：_____

E-mail:_____

_____の変更について（河川砂防技術研究開発公募：_____分野）

_____が変更になりましたので、「応募書類、あるいは応募書類・審査書類」の（6）注意事項の5）に基づき以下の通り届け出いたします。

研究テーマ名：_____

変更の内容：_____

変更の理由：（_____）による

その他：

申請事項変更届

令和〇年〇月〇日

〇〇地方整備局
〇〇 〇〇 殿

研究代表者：国土 太郎
所属： 〇〇大学
役職： 教授
E-mail: xxxx@xxxx.ac.jp

____所属____の変更について（河川砂防技術研究開発公募：河川技術・流域管理 分野）

研究代表者である私、国土太郎の所属____が変更になりましたので、「応募書類、あるいは応募書類・審査書類」の（6）注意事項の5）に基づき以下の通り届け出いたします。

研究テーマ名：____ 〇〇〇〇〇〇に関する技術研究開発 _____

変更の内容：研究代表者の____所属____を____△△大学____より____〇〇大学____に変更

変更の理由：（____令和〇年〇月〇日付け人事異動____）による

その他：

前所属である△△大学、新所属である〇〇大学及び共同研究者に上記内容を了解いただいております。研究の実施体制に影響はありません。